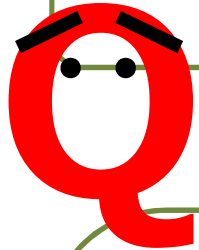


健康診断を実施し、結果を労働者に通知しました。
会社として、結果の保存は必要ですか？



はい、必要です。
事業者は健康診断実施後、健康診断個人票を作成し、保存しなくてはなりません。
保存期間は原則5年間ですが、がん等の遅発性で重篤な疾病にかかるおそれのある一定の有害業務に従事し、または従事した労働者に係るものについては30年間（石綿については40年間）保存が必要です。